

商品券発行事業(新型コロナ対策) 「瑞浪市プレミアム商品券」取扱い加盟店要項

1. 加盟店の範囲

本事業の取扱い加盟店（以下「加盟店」という。）として登録できる者は、瑞浪市内において事業所を営む事業者で、市税を滞納していないこと。また、新型コロナウイルス感染防止対策を行い、岐阜県が発行する新型コロナ対策実施店舗向けステッカーを取得していること。なお、風俗営業などの規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を行っていない者とする。

※店舗面積1,000㎡以上を超える店舗については大型店扱いとする。

2. 発行

(1) 瑞浪市プレミアム商品券（以下「商品券」という。）の発行総額は、5億5千6百50万円とする。（販売価格3億7千1百万円＋プレミアム分50%）

(2) 発行額面：1セット1,000円券×15枚（15,000円）

共通券（全ての加盟店で利用可能）を5枚。（5,000円）

専用券（大型店を除く加盟店で利用可能）を10枚。（10,000円）

(3) 発行枚数：556,500枚（37,100セット）

3. 販売期間・場所

【瑞浪商工会議所】

販売期間：令和2年11月28日（土）から令和3年2月26日（金）まで

受付時間：午前9時から午後4時まで（販売所が定休日又は臨時休業の場合は除く）

【陶都信用農業協同組合（市内各支店）】

【東濃信用金庫（市内各支店）】

販売期間：令和2年12月1日（火）から12月18日（金）

令和3年 2月1日（月）から 2月12日（金）

受付時間：午前9時から午後3時まで（販売所が定休日又は臨時休業の場合は除く）

※但し、販売枚数が上記2に定める発行総額に達した場合は、それまでの期間とする。

4. 有効期間

商品券の有効期間は、令和2年12月1日（火）から令和3年2月28日（日）までとする。

※この有効期間を経過した商品券は無効とする。

5. 参加申込み方法等

加盟店の登録を希望する事業者は、別紙登録申込書兼誓約書に該当事項を記入して、瑞浪商工会議所（以下「商工会議所」という。）に申し込む。

(1) 申込場所は、商工会議所内に設ける。

(2) 申込期間は、令和2年10月12日（月）から12月28日（月）までとする。ただし、チラシへの掲載期限は令和2年10月27日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。（但し、土・日・祝日を除く）

(3) 岐阜県が発行する新型コロナ対策実施店舗向けステッカーを取得している又は加盟店登録申込書と共に商工会議所に申請をすること。

- (4)加盟店の登録を行うには市税の滞納状況の調査について同意し、滞納がないと確認された事業所を加盟店とする。
- (5)申し込み期間を過ぎても、加盟店一覧表（チラシ）には記載されないが、加盟店の登録は受け付ける。

6. 登録

- (1)商工会議所は、参加申し込みのあった事業者が登録資格を有することを確認し、当該事業者にはポスター及びステッカーなどの必要書類を交付する。
- (2)商工会議所は、加盟店一覧表（チラシ）を作成し、商品券の交付対象者に対して、本事業の周知を図る。但し、申込期間を過ぎた場合はチラシに掲載されないものとする。
- (3)事業の実施期間中に加盟店が市外へ移転又は廃業した場合は、登録を取り消すものとする。
- ※事業所を市外へ移転・廃業した場合は必ず商工会議所まで連絡をすること。また、何らかの理由で長期にわたり休業する場合も事前に商工会議所へ連絡すること。

7. 取り扱い

加盟店は商品券を持参した者に対し、令和2年12月1日（火）から令和3年2月28日（日）までに限り、商品券の額面金額に応じ現金同様の取扱いを行い、券面に記載された額面相当の物品の販売または役務の提供を行う。

8. 商品券の換金

指定する金融機関は、次の通りとする。

(1) 指定金融機関

大垣共立銀行瑞浪支店、十六銀行瑞浪支店、陶都信用農業協同組合（市内各支店）、東濃信用金庫瑞浪支店（市内各支店）

9. 販売対象者

「商品券」の販売対象者は、令和2年11月1日現在で、瑞浪市に住民登録があり、商品券の購入時に購入引換券を持参している者とする。

10. 販売・購入上限

- (1)商品券は、1枚1,000円券とし、15枚15,000円分を1セットとし、10,000円で販売する。
- (2)1人当たりの購入上限は1人1セット15枚（購入額10,000円、額面15,000円まで）

11. 対象商品等

商品券は、加盟店のすべての商品及びサービス等について使用できるものとする。ただし、次に該当するものは対象外とする。

- | |
|------------------------------|
| (A) 自社商品の購買 |
| (B) 事業者としての利用に供するための物品・サービス等 |
| (C) 金券・商品券等の有価証券 |
| (D) 国又は地方公共団体への支払い |
| (E) 各種公共料金などの支払い |
| (F) 事業活動に伴い発生した買掛金・未払いの支払い |
| (G) 風俗関係・公序良俗に反するもの |

12. 商品券の換金手続き

商品券を取得した加盟店は、加盟店登録証を持参のうえ、使用済みであることを明示するため、商品券の裏面の指定欄に店名を記載（手書き又はゴム印）し、また、商品券口座振替依頼書に必要事項を記入して、商工会議所が指定した金融機関に換金を申し出るものとする。

(1) プレミアム分の換金期間は、令和2年12月1日（火）から令和3年3月19日（金）までとし、この期間を経過した商品券は換金しない。

※但し、天災等の避けがたい事情により換金ができない場合は除く。

(2) 加盟店が登録した預金口座に翌々営業日中に振替されるものとする。

但し、大型店等については、使用済み商品券を商工会議所へ月曜日・火曜日・水曜日に持込み（祝日は除く）、登録した預金口座に翌週の火曜日（祝日の場合は翌日）に振替するものとする。

※窓口での直接現金化は行わないものとする。

(3) 指定金融機関に預金口座がない加盟店は、新規に口座を開設しなければ換金を受けることはできない。

13. つり銭など

商品券の受領に際して、つり銭は支払わないものとする。また、商品券により購入された商品等の返品は、受け付けられないものとする。

14. 責務・返還請求等

加盟店は、次の責務を負うものとし、故意に違反した場合にはその損害を商工会議所に対し負うものとする。違反した場合、商工会議所は相当額の返還請求をし、定められた処置をとるものとする。

(1) 商品券を再販又は再利用しないこと。

(2) 商品券を担保に供し、又は質入れしないこと。

(3) その他、商品券発行业（新型コロナ対策）の目的に相反する行為を行わないこと。

15. 遵守事項

加盟店は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 加盟店は新型コロナウイルス感染症防止対策を行い、加盟店であることが消費者にわかるよう、見やすい場所に商工会議所が交付するポスターとステッカーの掲示を行うこと。

(2) 偽造されたものとわかる券、あるいは大量に持ち込まれる等不正に使用されていることが明らかな商品券の受け取りを拒否すること。なお、その際、その事実を商工会議所に知らせること。

16. 登録の取り消し

加盟店が本要項に違反する行為を行った場合、商工会議所は当該加盟店の登録を取り消すことができるものとし、悪質な場合は、当該加盟店に対し損害賠償を請求できるものとする。

17. 個人情報の取扱いについて

市は、お預かりした個人情報から統計をとり、今後市が実施する商工政策のために、必要な範囲で利用する場合があります。なお、取得した個人情報は、当該目的以外には一切使用しません。

18. 事務局（お問合せ先）

〒509-6121 瑞浪市寺河戸町1043-2 TEL0572-67-2222 FAX0572-67-2230 E-mail:info@mzcci.or.jp
瑞浪商工会議所 担当：水野・浅野・鈴木・小栗まで